

## 本審議

## 議案 1 鳥取都市計画道路の変更

( 新 規 )

1・4・2号 南北線

( 変 更 )

1・4・2号 南北線の新規決定に伴う接続路線等の変更

3・2・2号 福部伏野線3・3・4号 停車場布勢線3・4・5号 丸山浜坂線

## 目 次

1	議案と予備審議の概要	・ ・ ・	P 3
2	都市計画案の縦覧	・ ・ ・	P11
3	関係機関協議の実施状況	・ ・ ・	P17
4	今後のスケジュール	・ ・ ・	P18

- 『 **都市計画道路の新規決定** 』にあたっての予備審議を開催する。  
※令和7年7月9日に予備審議を開催

## 鳥取県都市計画審議会のルール

### (重要案件については、予備審議を開催)

都市構造や住民の権利制限等に重大な影響を与えかねない案件については、関係機関との調整を終えていない段階で都市計画審議会に基本方針、概要を説明し、意見を伺うこととしている。

#### ●重要案件の要件

- ・都市計画区域及び準都市計画区域の決定及び変更
- ・都市計画区域マスタープランの決定及び変更
- ・区域区分（いわゆる線引き）の決定及び変更
- ・**都市構造に大きな影響を及ぼす都市計画の新規決定**（原則、県都市計画決定は全て）
- ・地域地区（臨港地区、風致地区等）
- ・都市施設（**道路**、公園、産業廃棄物処理施設等）
- ・市街地開発事業（土地区画整理事業、市街地再開発事業等）等
- ・その他審議会が必要と認める案件

#### ●予備審議の時期

- ・素案作成後、関係機関事前協議、住民説明会と同時期

目的：審議会委員の意見を早い段階で反映できるようにするとともに、審議する時間を十分に確保する。

## 【新規決定】

路線名	1・4・2号 南北線
位置	しま はまさか 鳥取市嶋 ~ 鳥取市浜坂
延長	約7,000m
道路規格	第1種第3級
代表幅員	18.0m
車線数	4車線

## 【変更】 ※南北線との接続部のみを変更

①	3・2・2号 福部伏野線	鳥取市千代水、浜坂～山城町
②	3・3・4号 停車場布勢線	鳥取市徳尾
③	3・4・5号 丸山浜坂線	鳥取市江津

※番号【1(区分)・4(規模)・1(一連番号)】の付し方

区分 … 1：自動車専用道路、3：幹線街路、7：区画街路 等

規模 … 1：幅員40m以上、4：幅員16m以上22m未満のもの 等

一連番号… 都市計画区域毎の一連番号を付する。



## ①意見聴取の取り組みと、アンケート調査の結果について

- ・事業者となる国土交通省が地域住民等の意見を広く得るため、アンケート、ヒアリング、ワークショップなど様々な取り組みを実施

## ②地域交通の課題・必要性について

- 1) **交通渋滞** : 市内中心部付近の幹線道路で主要渋滞箇所が連続
- 2) **交通事故** : 幹線道路では、死傷事故率が全国平均を超える区間が多い
- 3) **災害時に機能する信頼性の高いネットワークの確保**  
: 洪水想定では、緊急輸送道路や主要幹線道路の冠水が見込まれる
- 4) **緊急医療機関への速達性向上** : 緊急車両の渋滞による到着時間の遅れ
- 5) **水産業の支援** : 岩美町の基幹産業であり、販路拡大による支援が必要
- 6) **産業活動の支援** : 千代水地区を発着する物流の約4割が近畿以東や山陽側に流動
- 7) **観光振興の促進** : 観光シーズンの交通渋滞、観光客以外にも影響

## ③5つの政策目標について

- 1) 日常生活の利便性、安全性の向上
- 2) 災害時にも機能する信頼性の高いネットワークの確保
- 3) 緊急医療機関への速達性向上
- 4) 産業活動の支援
- 5) 観光振興の促進

**達成するルート**  
**インターチェンジを計画**

## ④環境影響評価（アセス）について

任意でアセスを実施 ⇒ 沿道において、基準を下回る予測（騒音・振動・大気）

## ⑤合意形成について

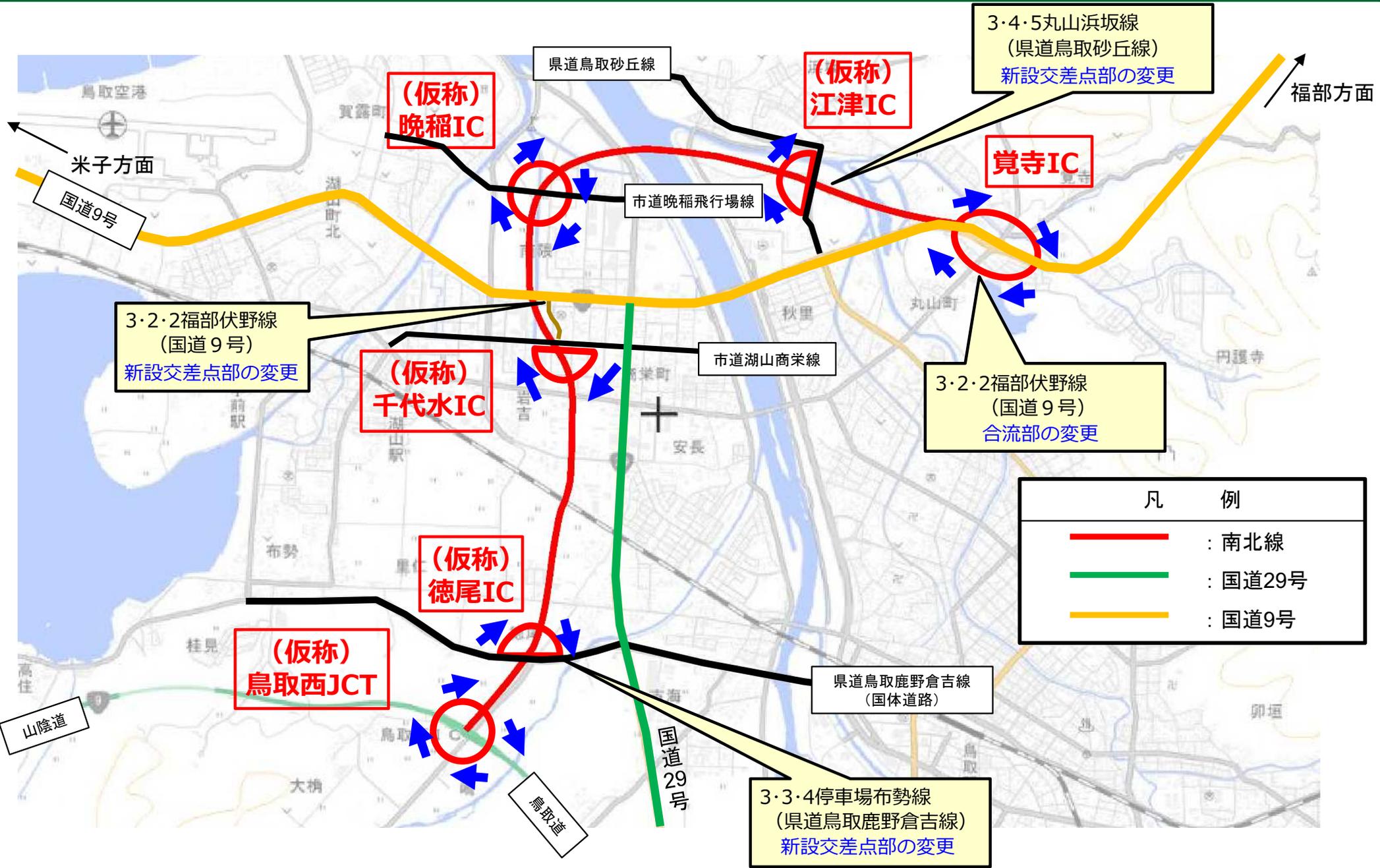
- 1) 都市計画説明会（大規模な説明会、地区説明会、事業所説明会）
- 2) パブリックコメントの実施
- 3) 公聴会の開催

### <主な意見>

- ・ 今後の都市計画手続きについて
- ・ 事業スケジュールについて
- ・ 用意補償や工損について
- ・ ルート、インターチェンジの位置について
- ・ 防災、環境について
- ・ 道路構造について
- ・ 周辺道路について など

# 予備審議の概要 (振り返り)

## 南北線ルート・接続路線 (国道・県道) 変更位置図



# 予備審議の概要（道路規格・幅員構成）（振り返り）

- 道路構造基準(道路構造令)に則り、道路規格や幅員構成を計画

## 道路構造令

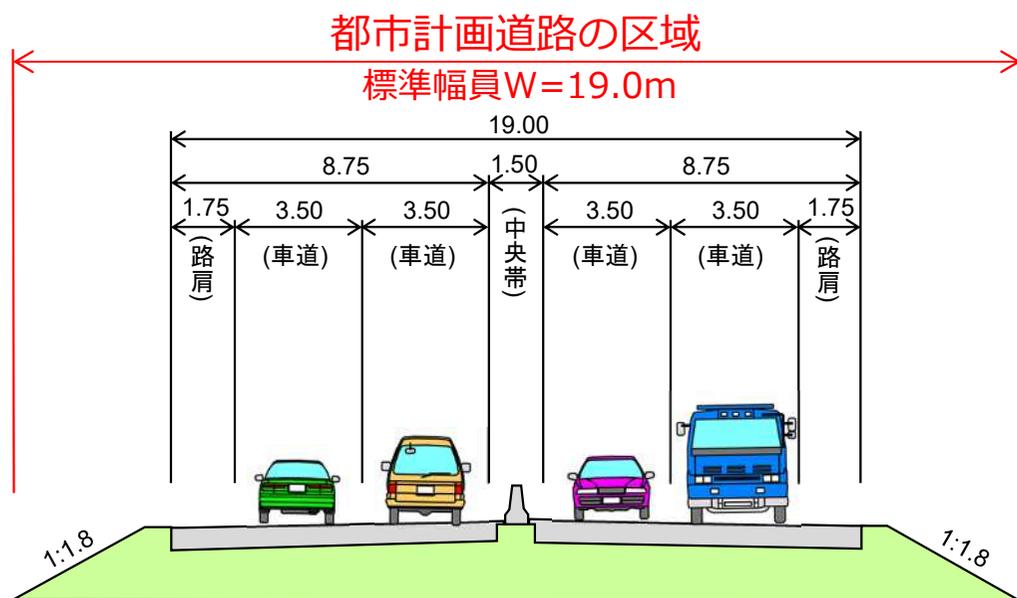
必要な道路機能や自然的・外部的条件に対応して、様々な交通の走行性や安全性を確保できる道路基本構造の一般的な基準を定めたもの。

## ● 道路規格

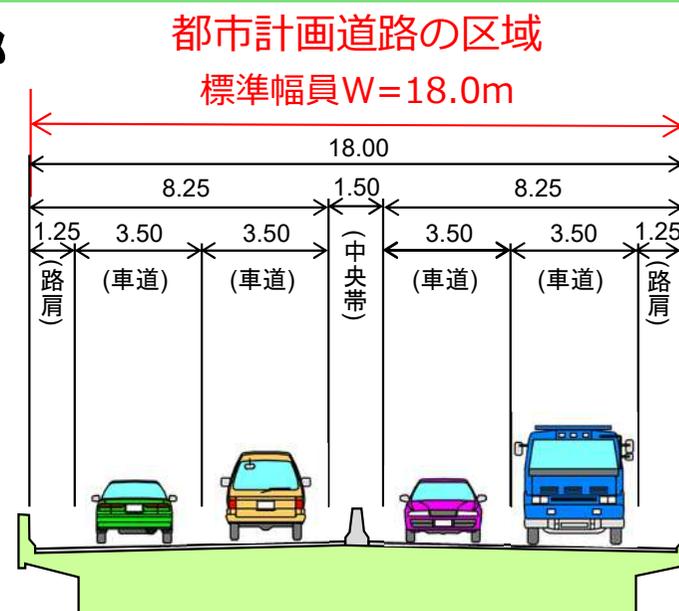
道路規格及び幅員	
道路規格	第1種第3級
設計速度	80 km/h
標準幅員	土工部：W = 19.0 m、橋梁部 18.0 m

## ● 幅員構成図（単位：メートル）

### 土工部



### 橋梁部



	御意見や御質問	事務局回答
①	ルート全体がわかる図面(A3程度)をいただきたい。	送付済み。
②	事業完了後の交通シミュレーションはしているか。	(訂正)一般的に交通シミュレーションは実施しない。
③	開通はいつ頃になるのか。	その時の社会情勢、事業規模や予算状況により変わるため、お答えできない。
④	事業が長期になると、環境や交通、経済の変化などが予測される。	大規模な事業では、定期的に評価する機会が設けられている。
⑤	都市計画決定は4車線だが、暫定2車線で整備することは考えられるか。	都市計画決定後に、事業化する際に事業者が判断されるため、お答えできない。
⑥	事業の実施にあたり、どのくらいの数の既存建物が支障となるのか。	改めて、ご回答させていただく。 ⇒ <u>約110棟(住宅、事業所、倉庫、車庫等)</u>
⑦	住民や事業所に概ね理解いただいているということで良いか。	一部の地区からは、ルートの変更等に係る要望を頂いており、引き続き丁寧に説明する。
⑧	公告縦覧については、住民対して十分に周知すること。	丁寧に周知するよう努める。 (市報掲載、県市のHP掲載、公報、報道機関への情報提供)

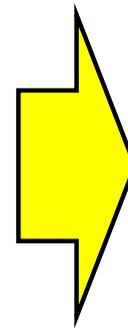
## 【修正点】

通学路の安全性に配慮し、南北線の出入口と接続道路の交差点位置を見直した。

修正前



修正後

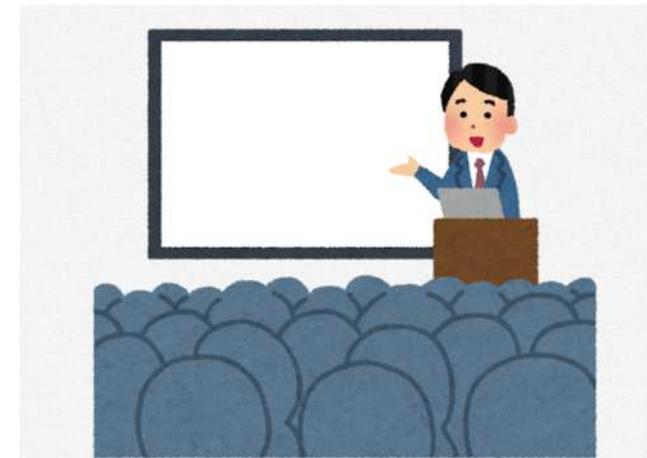


## 【利害関係者への説明】 ※交差点所在地区

◎交通安全上の配慮として交差点位置を変更することについて  
地区代表者・地区住民へ計画説明

⇒ （地区）都市計画決定手続きを進めることについて了承

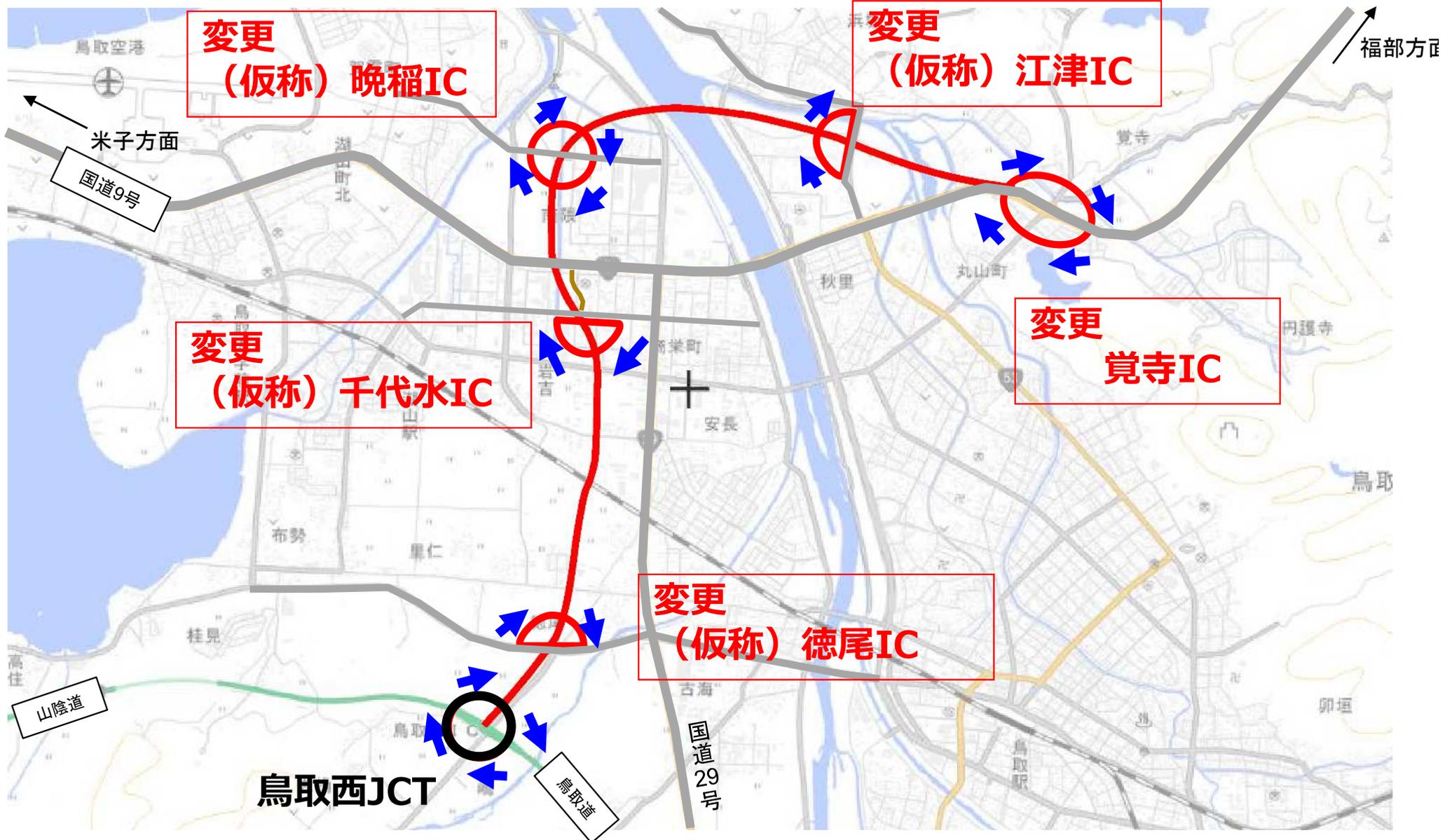
- ・令和7年12月18日 地区代表者へ説明
- ・令和8年 1月11日 地区代表者より地区住民へ説明



# 都市計画案の縦覧（素案からの修正点）

南北線本線とランプの間に生じていた空白地について、事業に必要な用地と見込まれる箇所につき区域に追加

変更箇所：徳尾IC、千代水IC、晩稲IC、江津IC、覚寺IC



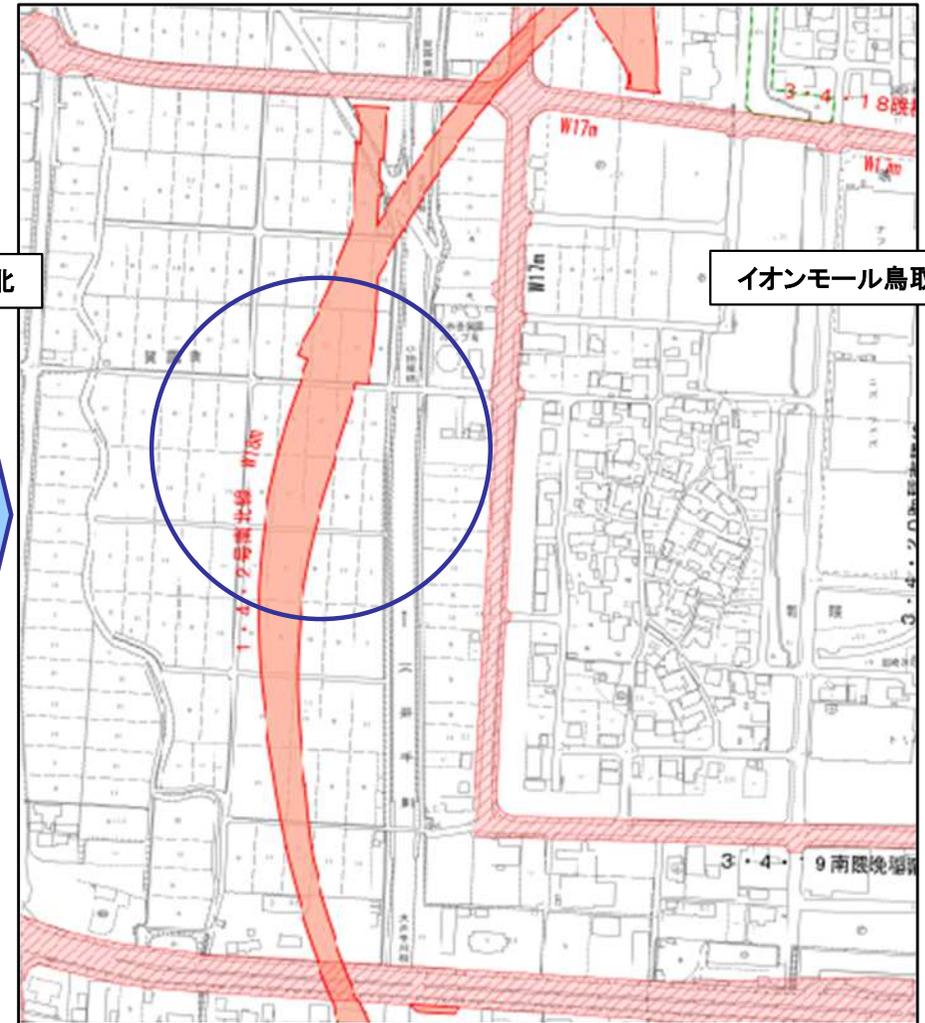
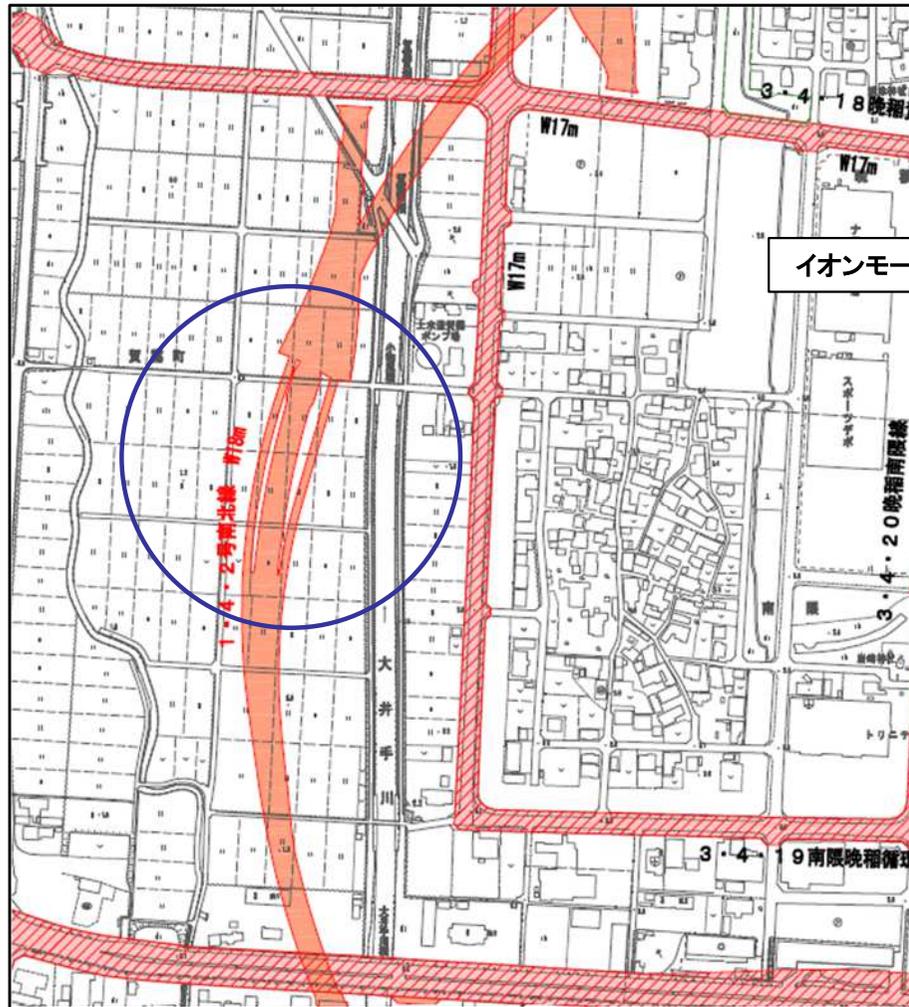
# 都市計画案の縦覧（素案からの修正点）

南北線本線とランプの間に生じていた空白地について、事業に必要な用地と見込まれる箇所につき区域に追加

## （例）晩稲インターチェンジ

＜修正前＞

＜修正後＞



縦覧期間：令和8年2月10日（火）  
～24日（火）

- 周知方法：①鳥取県公報  
②鳥取市報（2月号）掲載  
③県ホームページ  
「とりネット」掲載  
（市のHPに、県HPへのリンクを掲載）  
④報道（新聞、テレビ）

縦覧場所：県庁、市役所、HP

縦覧者数：40名  
（県庁：12人、市役所：28人）  
（参考）とりネット：1,183人

意見の数：6件

【鳥取市報（2月号）】

## 都市計画決定手続きのお知らせ

市報9月号にてお知らせし、延期しておりました各都市計画案の縦覧を以下のとおり行います。

縦覧場所 鳥取県生活環境部くらしの安心局まちづくり課、本庁舎都市企画課

提出方法 持参・郵送・電子メール

## 山陰近畿自動車道 鳥取～覚寺間（通称：南北線）の都市計画案の縦覧

鳥取県生活環境部くらしの安心局まちづくり課

0857-26-7458

machizukuri@pref.tottori.lg.jp

とき 2月10日（火）～24日（火）  
（土日祝を除く）9:00～17:00

### 【縦覧に関する意見書の提出】

提出期間 2月10日（火）～24日（火）  
※24日消印有効

提出先 問い合わせ先まで  
※とりネット（鳥取県ウェブサイト）でも縦覧可



## ＜意見の概要＞ 意見書の数 6件

	意見・質問の要旨	意見・質問に対する対応
① ②	<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地の一部買収では、事業の継続が困難となる可能性があるため、隣接する関連会社との一体的な移転補償、建物・設備補償、営業補償を要望する。（同様の意見：2件）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>用地等の補償については、事業化後に用地補償調査等を行い、個別に説明をさせていただく。</li> </ul>
③	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路により水田が分割されて残地となり、耕作が困難となるため、所有地の全筆の買い上げを要望する。</li> </ul>	
④	<ul style="list-style-type: none"> <li>水田の一部が買収されるが、残地での耕作に不便が生じる。</li> <li>道路により不整形な水田が形成され、耕作機械の出入りに支障があるほか、影となり日照時間が短くなる。</li> <li>また、道路工事中に耕作できないため、所有地の全筆の買い上げを要望する。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業化後の測量調査から開通までのスケジュールを知りたい。</li> </ul>	
⑤	<ul style="list-style-type: none"> <li>鳥取西ICから国体道路までの高架下に小規模な道の駅（トイレ、休憩所、給油所及び地元農産品の販売所）の整備を要望する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>参考とさせていただく。</li> </ul>
⑥	<ul style="list-style-type: none"> <li>通学する小中学生と江津ICを出入りする車両や保育園への送迎車が交錯して大変危険。</li> <li>また、南北線と接道する県道は、ハザードマップによると水没するため、非常時に緊急車両は中央病院へたどり着けない。</li> <li>よって、南北線本線を北側の浜坂寄りに移動して欲しい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>交通安全の対策は、交差点の位置について都市計画案を見直したほか、事業化後に横断歩道の新設等について引き続き協議することで対応可能と判断している。なお、計画道路を北側に変更しても通学路上に交差点を設置する必要があることに変わりはない。</li> <li>また、県立中央病院への緊急輸送等に係る浸水対策については、高架・盛土構造の国道9号から中央病院に直接アクセスできるため、緊急搬送等に支障が生じないよう対応ができる。</li> <li>従って、都市計画案の変更は考えていないが、御意見については、参考として事業予定者に伝える。</li> </ul>

## 各関係機関へ協議済

### ①市町村への意見聴取：法第18条第1項

協議先	協議日	回答日	意見の内容
鳥取市	R8.2.26	R8.3.4	異存なし

### ②国土交通大臣への事前協議：法第18条第3項

協議先	協議日	回答日	意見の内容
国土交通省 (中国地方整備局建政部)	R2.9.3	R2.10.21	異存なし

※国土交通大臣に対しては、縦覧や本審議会から答申をいただいた後、同意協議を実施

### ③道路管理者（国土交通省）への協議（再）：法第23条第6項

協議先	協議日	回答日	意見の内容
国土交通省 (中国地方整備局道路部)	R8.1.27	R8.2.6	異存なし
鳥取県 (県土整備部道路企画課)	R8.1.27	R8.1.28	異存なし

R8年

第166回 都市計画審議会（本審議）

本日

国土交通大臣同意協議

3月中旬から下旬

都市計画決定告示

4月中旬から5月頃